

概要版

むつ市保健福祉計画

平成 19 年 3 月

む つ 市

計画の策定にあたって

◆ 策定の趣旨

この計画は、市民のだれもが住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、市民、事業者、行政等の役割分担を踏まえながら、保健福祉をはじめとする関連施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

◆ 計画の位置づけ

- この計画は『新市まちづくり計画』に基づき、『むつ市第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』など関連する本市の他の計画との整合性を図り策定しています。
- この計画は、本市の保健・医療、福祉の将来像と基本的な考え方及び基本目標を掲げ、各分野における施策推進の指針となるものです。また、保健・医療、福祉、生涯学習、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的に展開を図るものです。
- この計画は、本市における保健・医療、福祉施策推進の目標であると同時に、すべての市民が本市における保健・医療、福祉の問題について議論を深め、市民、地域社会、団体、事業者、行政等が一体となって取組を進めるための指針として位置づけられるものです。
- 平成12年に改正された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定が規定されたことから、この計画において地域福祉分野も位置づけています。
- 実施事業については、各個別計画で詳細を定め、推進していきます。

◆ 個別計画との関係の考え方

- 保健福祉施策を体系化した計画です（統合性）
- 個別4計画の推進を円滑にしていく体制を定めた計画です（包括性）
- 個別4計画との内容の整合を図る計画です（整合性）
- 地域福祉における自助・共助・公助の考え方を明らかにした計画です（公私協働）
- 策定、実施、評価への市民参加を求める計画です（市民参加）
- 地域のネットワークを育てる計画です（しくみと絆）

◆ 計画の期間

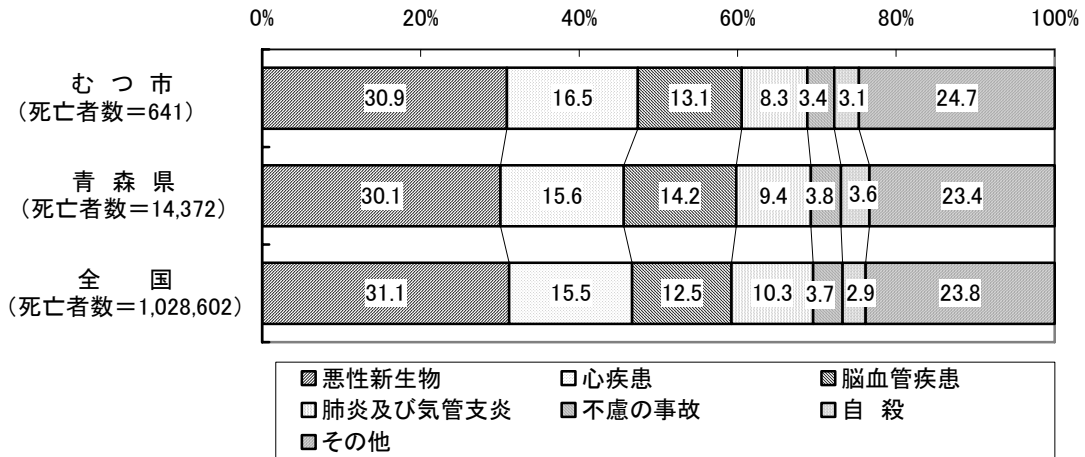
本計画の期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化や法改正の状況、個別計画の進捗状況などに応じて、その都度必要な見直しを行います。

保健福祉の現状

○ 死因別死亡者数

平成 16 年の主要死因別死亡者の割合をみると、いわゆる生活習慣病といわれる悪性新生物（全体の 30.9%）、心疾患（同 16.5%）、脳血管疾患（同 13.1%）の 3 疾患で全体の約 6 割を占めています。

[主要死因別死亡者数の割合]



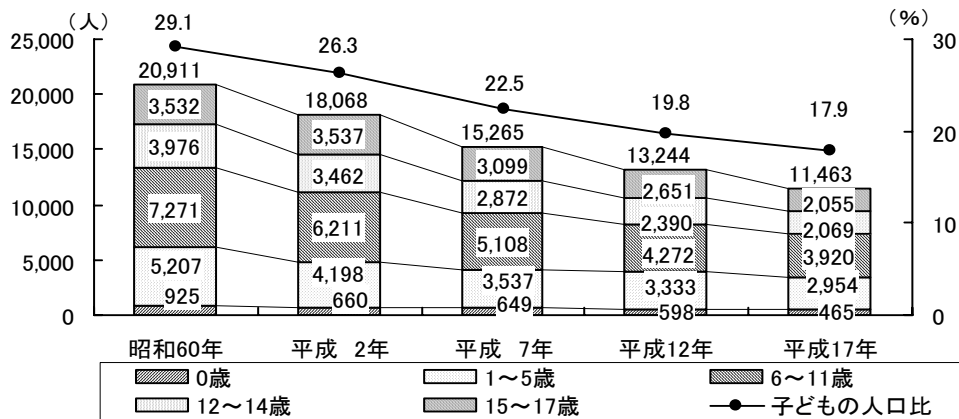
(注) 平成 16 年現在である。
 資料：むつ市「むつの保健 ヘルス 平成 17 年度実績」
 厚生労働省『平成 16 年人口動態統計』

○ 子どもの人口

18 歳未満の子どもの人口は、昭和 60 年以降一貫して減少傾向にあり、平成 17 年 9 月 30 日現在 11,463 人となっています。

総人口に対する 18 歳未満の子どもの人口の割合を昭和 60 年と平成 17 年とで比較すると、昭和 60 年が 29.1%で約 3 人に 1 人、平成 17 年には 17.9%で約 5 人に 1 人という状況になっています。

[子どもの人口（18 歳未満）の推移]



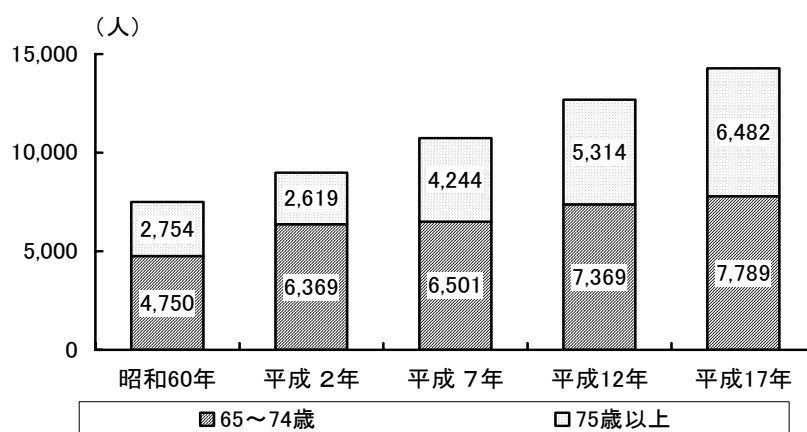
資料：総務省『国勢調査報告』

○ 高齢者数

65歳以上の高齢者数は、平成17年10月1日現在14,271人で、高齢化率は22.3%となっており、このうち前期高齢者（65～74歳）は7,789人で総人口に占める割合は12.2%、後期高齢者（75歳以上）は6,482人で10.1%となっています。

昭和60年以降の推移をみると、平成17年までの20年間に前期高齢者は約1.6倍、後期高齢者は約2.4倍と後期高齢者の急増が顕著です。

[前期高齢者、後期高齢者数の推移]

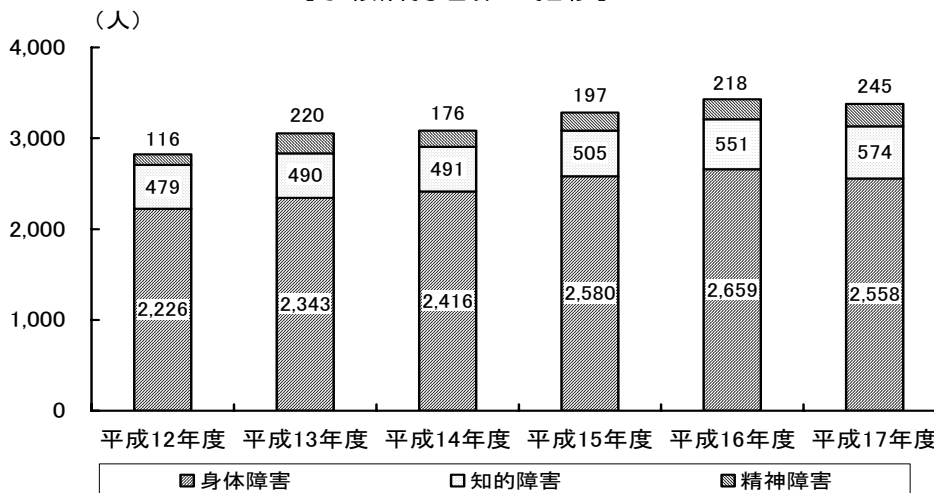


資料：総務省『国勢調査報告』

○ 障害のある人の数

身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成18年3月31日現在身体障害のある人が2,558人、知的障害のある人が574人、精神障害のある人が245人を数え、平成12年度と比べて身体障害のある人は15.0%、知的障害のある人は19.8%とそれぞれ微増で推移しているのに対して、精神障害のある人は111.2%と過去5年間に約2.1倍となっています。

[手帳所持者数の推移]



(注) 各年度末現在である。

資料：介護福祉課資料、むつ市保健福祉部『社会福祉の概要』

保健福祉の展望

◆ 基本理念

本計画において、

住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるまち むつ

を基本理念として掲げます。

◆ 基本目標

基本理念を具体化するため、分野ごとの基本目標を次のように設定します。

○ 健康で安心して暮らせるまちづくり

「特定健診・特定保健指導」を実施し、生活習慣病対策に重点を置きながら、日常生活における健康づくりの支援と情報提供を行うとともに、安心できる保健・医療体制の構築を図ります。

○ 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

市民意識の啓発や多様な保育サービスの充実、子どもと子育てに関する相談、援助体制の充実など、時代のニーズに合った子育て環境の整備や子育て支援の充実を図ります。

○ 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

介護予防に重点的に取り組むとともに、サービスを必要とする要支援・要介護認定者が多様なサービスの中から自ら選択し、決定できるよう介護サービス基盤の整備を推進します。また、高齢者の自立支援や社会参加、生きがい対策の充実を図ります。

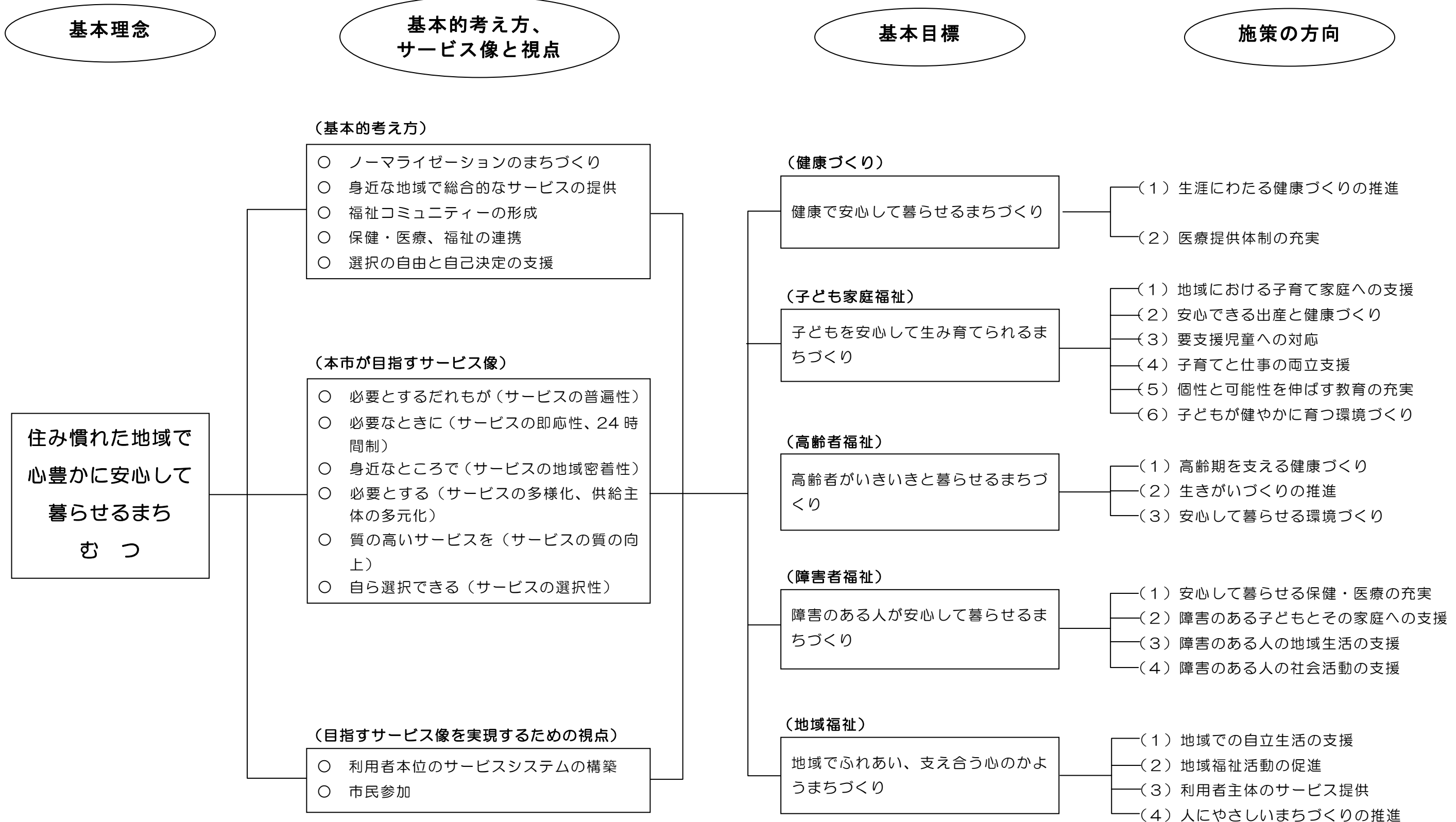
○ 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

障害のある人の自立や地域生活への移行、就労の促進に向けた支援体制の整備を推進します。また、障害のある人の生活の利便と社会参加を前提とした施策を推進するとともに、障害のある人の住環境の整備・充実を図ります。

○ 地域でふれあい、支え合う心のかようまちづくり

住みなれた地域で必要とするサービスが受けられるように、事業者やボランティア、NPO等との連携を確立するとともに、地域の人々が中心となって、援助を必要とする人の生活を見守り、支援するしくみづくりを進め、みんなで支え合う福祉コミュニティの形成を図ります。

＜保健福祉計画の施策の体系＞



基本理念

基本的考え方、
サービス像と視点

基本目標

施策の方向

住み慣れた地域で
心豊かに安心して
暮らせるまち
む つ

(基本的考え方)

- ノーマライゼーションのまちづくり
- 身近な地域で総合的なサービスの提供
- 福祉コミュニティの形成
- 保健・医療、福祉の連携
- 選択の自由と自己決定の支援

(本市が目指すサービス像)

- 必要とするだれもが(サービスの普遍性)
- 必要なときに(サービスの即応性、24時間制)
- 身近なところで(サービスの地域密着性)
- 必要とする(サービスの多様化、供給主体の多元化)
- 質の高いサービスを(サービスの質の向上)
- 自ら選択できる(サービスの選択性)

(目指すサービス像を実現するための視点)

- 利用者本位のサービスシステムの構築
- 市民参加

(健康づくり)

健康で安心して暮らせるまちづくり

- (1) 生涯にわたる健康づくりの推進
- (2) 医療提供体制の充実

(子ども家庭福祉)

子どもを安心して生み育てられるまちづくり

- (1) 地域における子育て家庭への支援
- (2) 安心できる出産と健康づくり
- (3) 要支援児童への対応
- (4) 子育てと仕事の両立支援
- (5) 個性と可能性を伸ばす教育の充実
- (6) 子どもが健やかに育つ環境づくり

(高齢者福祉)

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

- (1) 高齢期を支える健康づくり
- (2) 生きがいづくりの推進
- (3) 安心して暮らせる環境づくり

(障害者福祉)

障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

- (1) 安心して暮らせる保健・医療の充実
- (2) 障害のある子どもとその家庭への支援
- (3) 障害のある人の地域生活の支援
- (4) 障害のある人の社会活動の支援

(地域福祉)

地域でふれあい、支え合う心のかようまちづくり

- (1) 地域での自立生活の支援
- (2) 地域福祉活動の促進
- (3) 利用者主体のサービス提供
- (4) 人にやさしいまちづくりの推進

保健福祉施策の総合的展開

◆ 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

- 健康づくりの推進
- 生活習慣病対策の充実
- 心の健康づくりの推進
- 歯科保健対策の推進
- 感染症対策の推進

(2) 医療提供体制の充実

- 地域医療体制の充実
- 救急医療体制の充実

◆ 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

- 地域における子育て家庭への支援
- 相談・情報提供体制の充実
- 子育て家庭への経済的支援

(2) 安心できる出産と健康づくり

- 母子保健・医療体制の充実
- 親と子の健康づくり

(3) 要支援児童への対応

- 児童虐待等防止対策の充実
- ひとり親家庭への支援

(4) 子育てと仕事の両立支援

- 多様な保育サービスの充実
- 放課後児童の健全育成
- 子育てがしやすい就労環境づくり
- 男女共同による子育ての促進

(5) 個性と可能性を伸ばす教育の充実

- 家庭教育・就学前教育の充実
- 学校教育の充実

(6) 子どもが健やかに育つ環境づくり

- 子どもがいきいきと遊べる環境づくり
- 豊かな体験活動の充実
- 子どもを健やかに育む地域活動の促進

◆ 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 高齢期を支える健康づくり

- 保健予防の充実
- 健康・体力づくり運動の奨励

(2) 生きがいづくりの推進

- 就労の促進
- 社会参加の促進

(3) 安心して暮らせる環境づくり

- 相談機能・情報提供の充実
- 安心して利用できる介護サービスの提供
- 生活支援の充実
- 認知症高齢者への支援

◆ 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

(1) 安心して暮らせる保健・医療の充実

- 保健・医療体制の整備
- 療育体制の整備
- 精神保健施策の充実
- 発達障害のある人への支援

(2) 障害のある子どもとその家庭への支援

- 障害のある子どもの保育の充実
- 障害のある子どもの教育の充実
- 健全育成の推進
- 卒業後の進路対策の充実

(3) 障害のある人の地域生活の支援

- 相談支援体制の充実
- 居宅支援サービスの充実
- 施設支援サービスの充実と再構築
- 地域生活への移行促進
- 生活安定のための施策の充実

(4) 障害のある人の社会活動の支援

- 雇用の拡大・就労の促進
- コミュニケーション支援の充実
- 生涯学習、スポーツ・レクリエーションの振興

◆ 地域でふれあい、支え合う心のかようまちづくり

(1) 地域での自立生活の支援

- ケアマネジメント体制の確立
- 支え合いのまちづくり

(2) 地域福祉活動の促進

- 地域福祉活動の活発化
- 地域資源の活用
- 思いやりの心の醸成

(3) 利用者本位のサービス提供

- 利用者本位のサービスの実現
- 相談体制と情報提供の充実

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

- 福祉のまちづくりの推進
- 移動手段の確保
- 防災対策の充実

計画の推進のために

◆ 各主体の役割

○ 市民

生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持、増進に努め、併せて趣味や学習、社会参加等の活動を通じて自己実現を図るなど、主体的、積極的に人生を送ることが望まれています。今後は、地域社会の構成員としてボランティア活動などに積極的に参加し、市民主体の福祉社会を形成することが求められています。

○ 地域社会

今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、核家族化に伴い、地域社会における各家庭の相互扶助の重要性が高まることから、地域における連帯意識の醸成を図り、心と心をつなぐ地域社会を形成していくことが求められています。

○ 団体

当事者団体や家族団体などは、構成員全体の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、社会福祉協議会や社会福祉法人、ボランティア団体、NPO法人については、地域の福祉活動が活発に展開されるよう、それぞれの果たすべき役割を踏まえた取組が求められています。

○ 事業者

市内の事業者には期待される役割は、育児休業制度をはじめとする子育てがしやすい就業環境づくりや、中高齢者、障害のある人に働く場の提供を行うことが求められています。また、介護保険制度の導入や障害福祉サービスへの移行に伴って新規参入、業務拡大が進んでいるさまざまな居宅支援サービス関連企業については、そのサービスの質と倫理観を維持、向上するための自主的な取組が求められています。

○ 行政

市は、市民の福祉の向上を目指して、広範にわたる福祉施策を総合的・一体的に推進することです。そのためには、各主体の役割分担を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

◆ 計画の推進体制

○ 計画の推進

保健福祉分野の各個別計画の進捗状況を把握しつつ、本計画の達成状況の調査と評価に努めるとともに、本計画の実現に向けて、きめ細かなサービスを総合的、一体的に提供できるよう、庁内の関係する部課の連携を一層強化しながら、計画の円滑な推進を図ります。

○ 行財政の効率的運用

今後増大する保健福祉ニーズに的確に対応するため、行政改革に積極的に取組ながら、より効率的、効果的な事業展開を図ります。

また、介護保険制度や少子化対策、医療保険、各種年金等の社会保障制度の見直しなど、国の動向を見極めながら計画を推進するとともに、財源措置について国や県の補助制度の改善を働きかけていくものとします。

むつ市保健福祉計画（概要版）

平成 19 年 3 月発行
発行 行 むつ市
編集 集 むつ市保健福祉部児童家庭課
むつ市金谷一丁目 1 番 1 号
TEL (0175) 22-1111
FAX (0175) 22-1478

R100マーク